



第53期 報告書

(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆さまへ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	14
連結損益計算書	15
連結株主資本等変動計算書	16
連結注記表	17
会社概要	22
役員等の状況	24
株主MEMO	25

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第53期事業報告書をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

当社は「自利利他(自利トハ利他ライフ)」を社是とし、「顧客への貢献」を経営理念として、会社定款(第2条)に定める次の二つの事業目的を達成するために経営を展開しています。

①会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営

②地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

当社の顧客である会計事務所と地方公共団体の業務には、法令等の改正とICTの進化が大きな影響を与えます。こうした顧客の経営環境の変化をいち早く捉え、当社の提供する製品およびサービスへと展開することが重要であると考えています。こういった考えから、各事業部で戦略目標を定め、その目標達成に取り組みました。第53期の活動の詳細は次頁以降に記載しておりますので、お目通しいたきますようお願いいたします。

これらの活動の結果、TKCグループの当期における経営成績は、売上高66,120百万円(前期比7.3%増)、営業利益9,347百万円(前期比7.7%増)、経常利益9,669百万円(前期比7.9%増)、そして、親会社株主に帰属する当期純利益6,721百万円(前期比9.1%増)となり、前期実績を超えると同時に過去最高を更新することができました。このような状況に鑑み、株主の皆さまのご期待に応えるため、期末配当金につきましては、令和元年5月にご報告いたしましたとおり、1株につき55円とさせていただきます。これにより、年間配当金は110円となります。

第54期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発とサービスの一層の充実を図ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月

代表取締役社長 飯塚 真規

企業集団の現況

1. 当社事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティー・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社T K Cおよびその連結子会社等6社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が66,120百万円（前期比7.3%増）、営業利益は9,347百万円（前期比7.7%増）、経常利益は9,669百万円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,721百万円（前期比9.1%増）となりました。

当期の売上高、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は、前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主な要因として会計事務所事業部門においては、電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の

電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことによってコンピューター・サービス売上高とソフトウェア売上高が増加したことにより、地方公共団体事業部門においては、基幹系システムの利用団体が増加したことによってコンピューター・サービス売上高が増加したこと、および「地方税電子申告支援サービス（eLTAx）」のシステム更改等に係るコンサルティング・サービス売上高が増加したことなどが挙げられます。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は45,899百万円（前期比4.8%増）、営業利益は8,725百万円（前期比2.6%増）となりました。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.1%増となりました。これは「中堅企業向け統合型会計情報システム（FX4クラウド）」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」、高セキュリティー環境のもとで、外出先からOMSにアクセスして業務を遂行できる「OMSモバイル」のユーザー数が伸展したことにより、
- ② ソフトウェア売上高は、前期比3.1%増となりました。これは前述したように電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ASP1000R）」のユーザー数が伸展したことにより、
- ③ コンсалティング・サービス売上高は、前期比3.0%減となりました。これは「FX4クラウド」および「OMSクラウド」等のクラウドサービスのユーザー数が伸展したことに伴い、従来のクライアント/サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことにより、
- ④ ハードウェア売上高は、前期比15.9%増となりました。これは、Windows7のサポート終了が令和2年1月に予定されていること、および消費税増税前にパソコンを買い換える需要が増加したことにより、

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は16,413百万円（前期比16.3%増）、営業利益は425百万円（前期に対して422百万円増）となりました。

なお、営業利益が前期と比較して大幅に改善したのは、前期に受注した新規団体のシステム移行に伴う開発業務の外注などの仕入れが当期は発生していないこと、および「地方税電子申告支援サービス（eLTAx）」のシステム更改に伴う導入業務の受注によるものです。

- ① コンピューター・サービス売上高は、前期比10.5%増となりました。これは前期において新たに受注した基幹系システムユーザーからアウトソーシングサービスを受注したこと、データセンターの利用が拡大したことに加え、L GWANクラウドサービスである「証明書コンビニ交付システム」や「課税資料イメージ管理システム」などのユーザー数が伸展したことによります。
- ② ソフトウェア売上高は、前期比8.9%減となりました。これは、前期に計上したマイナンバー制度へのシステム対応、国民健康保険制度および介護保険制度の改正といった法律の改正に伴うシステム改修がなかったことによります。
- ③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比97.0%増となりました。これは前期において新たに受注した基幹系システムユーザーへのシステム導入に加え「地方税電子申告支援サービス（e L T A X）」のシステム更改、および地方税共通納税システムの導入事業を受託したことによります。
- ④ ハードウェア売上高は、前期比55.4%増となりました。これは住基ネット関連機器更改に伴うサーバーやネットワーク機器等の売上高が増加したことによります。

(3) 印刷事業部門（子会社：株式会社 T L P）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は3,808百万円（前期比2.2%増）、営業利益は189百万円（前期比12.4%増）となりました。

- ① データプリントサービス（D P S）関連商品の売上高は、前期比10.3%増となりました。これは民間企業からのDM受注増、ビジネス・プロセス・アウトソーシング関連業務の安定受注、4月の統一地方選挙、7月の参議院選挙関連の受注、地方自治体からの通知書関連業務の受注、官公庁外郭団体からの通知書関連業務の受注などによります。
- ② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.1%減となりました。これは近年ビジネス帳票の需要減退が続いていることによります。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) 指名・報酬諮問委員会の設置

社外取締役および社内取締役等で構成する任意の「指名・報酬諮問委員会」を、令和元年9月に設置しました。この委員会は、当社取締役会の諮問機関として、取締役等の選解任、候補者の指名、ならびに取締役等の報酬に関する意思決定について、独立社外取締役等からの関与・助言を得る機会を確保し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することによって、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的としています。

(2) 株式会社TKC出版の完全子会社化

令和元年9月24日、株式交換の手続きを実施し、関連会社である株式会社TKC出版を完全子会社化しました。株式会社TKC出版は昭和47年にTKC会員への情報発信および会員事務所の業務の合理化と関与先企業からの信頼性の向上に貢献するための広報および出版活動を行うことを目的として設立されました。完全子会社化により、株式会社TKC出版が培ってきた編集ノウハウを活用し、当社の事業や企画と組み合わせることで、広報、出版活動に大きく貢献できるものと期待しております。

(3) 「電子帳簿ソフト法的要件認証」の取得

当社が会計事務所の関与先企業に提供する財務会計システム（FX2、FX4クラウド、e21まいスターなど）は、同業他社に先駆けて、平成31年3月29日、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この電子帳簿ソフト法的要件認証制度は、国税関係帳簿の作成・保存を行う市販ソフトウェアが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を充足していると判断されたソフトウェアに対して、JIIMAが認証する制度です。この認証を受けた財務会計システムは国税庁ホームページにも一覧が掲載されています。

電子帳簿保存法を利用する企業は、所轄税務署に申請書を提出する必要があります。従前は、電子帳簿を申請する際に、企業が利用している財務会計システムが電子帳簿保存法の要件を満たしていることを申告する必要がありました。平成31年度税制改正によりJIIMAの認証を取得している財務会計システムを利用の場合は、その申告作業が不要となり、電子帳簿の申請書類も1/2に減らすことができるようになりました。

今日、わが国においては多くの財務会計システムが企業において利用されていますが、その中で「電子帳簿保存法」に完全準拠したものが極めて少ないのが実態です。当社の財務会計システムは企業を納税義務者ととらえ、青色申告制度の要件を満たすように設計されており、これから強く注目されていくものと期待しております。

(4) 海外ビジネス 모니터の内部監査支援機能に関する特許を取得

「海外ビジネスモニター」（以下、OBM）の内部監査支援機能について平成31年1月11日、特許を取得しました（特許第6463532号）。

OBMは、海外に進出している日系企業（海外子会社）の業績を日本の親会社が「見える化」できるクラウドサービスです。海外子会社が会計システムから会計データを切り出して、TKCインターネット・サービスセンター（TISC）にアップロードすると、日本の親会社は、海外子会社の業績を、統一した科目体系で、かつ現地語を日本語または英語に自動翻訳して確認できます。さら

にO B Mは、会計データを自動的に分析し、ミスや不正と思われる取引を抽出する内部監査支援機能を搭載しています。この機能が「内部監査支援装置、内部監査支援方法および内部監査支援プログラム」に関する発明として特許が認められました。

(5) 当社名誉会長によるT K C会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は平成31年3月、税理士法第33条の2に規定される書面添付に取り組むT K C会員222名に対し、個人で保有する当社普通株式を無償譲渡されました。この無償譲渡は平成30年3月から令和4年3月までの5年間、累計100万株を上限として実施しているものです。昨年に続き2回目となる譲渡を行いました。

なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社株式合計300万株を、6,657名のT K C会員に贈与されています。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、T K C会員）1万1,400名（令和元年9月末日現在）が組織するT K C全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

T K C全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) 中小企業の存続・発展の支援
- 4) T K C会員事務所の経営基盤の強化
- 5) T K Cシステムの徹底活用
- 6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）T K C全国会については、別冊『T K C全国会のすべて』またはT K Cグループホームページ（<https://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) T K C全国会が展開する運動について

T K C全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の3カ年の運動方針と2019年度戦略目標を発表しました。その内容は以下のとおりです。

【T K Cブランドで社会を変えるための運動方針】

- ① 「T K C方式による書面添付」の推進（2019年度目標：法人書面添付13.4万社）
- ② 「T K Cモニタリング情報サービス」の推進（2019年度目標：12万社24万件）

③ 「T K C方式の自計化」の推進（2019年度目標：27.7万社）

併せて、T K C全国会の取り組みが多額の金融機関から注目され始めており、これを好機としてT K C会員事務所の経営基盤を強固なものとするため、以下の方針が打ち出されています。

- ① 「T K C会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう！
- ② 「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう！
- ③ 「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう！

(2) 会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動

当社では、T K C全国会と連携して2019年度戦略目標の達成に向けた営業活動を展開しています。

① T K Cモニタリング情報サービスの推進

当期は、T K Cモニタリング情報サービスの推進を会計事務所事業部門の最重要戦略目標に設定し、T K C会員事務所と金融機関に普及を図りました。T K Cモニタリング情報サービスは、T K C会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて、金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書は税務署に対して電子申告した直後に行われます。

T K Cモニタリング情報サービスの推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の3帳表で確認できることを訴求しました。

1) T K C会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性をT K Cが過去3年にわたって証明する「記帳適時性証明書」

3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」
こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和元年9月末日現在で、全国全ての地方銀行（64行）を含む418金融機関に採用されています。また、本年は15万件を超える決算書等が金融機関に開示されました。

② T K C方式による自計化の推進（F Xシリーズの推進）

当期においては、平成から令和への改元対応や令和元年10月施行の改正消費税法に対応するため、T K C会員事務所向けの研修会を全国で開催しました。また、軽減税率導入に伴う実務上の注意点やキャッシュレス制度への対応について情報提供を行うとともに、会計事務所が関与先企業向けに開催するセミナーの支援を実施しました。また、事務所ごとに自計化推進目標の決定と対象企業の絞り込み、および具体的な推進方法を検討する自計化推進会議の開催を支援していま

す。その結果、F Xシリーズのユーザー数は令和元年9月末日現在で27万社を突破しました。

③ 電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1)帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または、2)電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の訂正・削除履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくと考えられています。

また、「F Xシリーズ」をはじめとする当社システムは、同業他社に先駆けて、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この制度は、前記「3. 全社に関わる重要な事項(3)「電子帳簿ソフト法的要件認証の取得」」に記載のとおりです。この認証を受けたF Xシリーズ等の普及を通じて、電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

④ 会員導入（TKC全国会への入会促進）

TKC全国会では、令和3年9月末日までにTKC会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当期においては、中堅・大型事務所および独立開業を予定している税理士・公認会計士などを対象とした各種セミナーを開催し、新規入会を促進しました。

こうした活動の結果、令和元年9月末日現在のTKC会員は約9,700会計事務所、1万1,400会員となりました。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員が所属することによります。

(3) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 「中小会計要領」の普及のための支援活動

TKC全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

本要領は、1)自社の経営状況の把握に役立つ会計、2)利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、3)会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4)中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたTKC全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続的に取り組んでいます。

② 「記帳適時性証明書」の発行

当社では、TKC会員が当社の会計システムを利用する際にTKCインターネット・サービスセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にTKC会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを、当社が第三者として証明するものです。

(4) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンスと合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、TKC証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

平成30年度税制改正で、法人税・地方税・消費税の電子申告が令和2年4月から資本金1億円超の大企業に義務化されることになりました。これにより、大企業では、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。法人税の電子申告は、国税庁の統計によれば、2016年度で2,085,431件、電子申告率79.3%となっているものの、大企業における電子申告率は56.9%にとどまっています。そのため、義務化の対象となる多くの大企業がはじめて電子申告に取り組むこととなります。当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化対応を行えるようにするため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（令和元年9月末日現在の会員数は1,349名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、セミナーや電子申告体験会を開催しました。また、ERPベンダー4社とアライアンス契約を締結し、財務諸表のデータ連携システムの構築に

取り組んでいます。その結果、法人電子申告システム（ASP1000R）のユーザー数は令和元年9月末日現在2,700社となりました。

また、収益認識に関する会計基準への対応、海外子会社の不正リスク対応をテーマとしたセミナーを開催し、システムとTKC会員によるシステム・コンサルティングを提案しました。

こうした活動の結果、「TKC連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和元年9月末日現在で約3,700企業グループとなりました。なお、当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち88%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは30%となりました。

(5) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁決例等を収録しており、令和元年9月末日現在で30万2,000件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また「LEX/DBインターネット」を中核とする総合的な法律情報データベースである「TKCローライブラリー」は、94万件を超える論文等の所在情報に加えて、ぎょうせい殿、日本評論社殿、有斐閣殿、中央経済社ホールディングス殿、判例タイムズホールディングス殿などの法律専門出版社等18社が運用する60の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は262万件を超えています。

① 「TKCローライブラリー」の利用拡大

「TKCローライブラリー」の販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務部向け「企業法務パック」）し、その活用をアピールすることに取り組んできました。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万IDを超え、令和元年9月末日現在で2万1,000超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、当システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募できるよう支援しています。

また、当期から大学の学部を対象に「公務員試験学習ツール」の販売促進活動を本格化し、令和元年9月末日現在で25校と契約しています。引き続き、モニター利用大学の拡大と正式利用への切り替えを促進しています。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 基幹系関連サービスの開発・提供

国は、令和5年度末までにクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウドは約1,100団体）にするとの目標を掲げ、導入促進の取り組みを加速させています。

当社では、全国の地方公共団体（主に市区町村）を対象とした「T A S K行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「T A S Kクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「T A S Kアウトソーシングサービス」により構成されています。

特にT A S Kクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国域を対象にクラウドの共同利用を可能とする単一のパッケージシステムであることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系システムでは全国8グループの共同利用組織に採用されています。

当期においては、今秋以降に本稼働を迎える新規受注団体の円滑なシステム移行を支援したほか、改元や消費税法改正等への対応など各種システムの機能強化に努めました。また、積極的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系システムは令和元年9月末日現在で全国150を超える団体に採用されています。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

マイナンバーカードの活用策として、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が増えています。

当社では、これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。本システムは全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの導入実績を持ち、令和元年9月末日現在で神戸市、北九州市などの政令指定都市を含め全国100を超える団体に採用されています。

また、本システムの仕組みを利用する「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」は、住民サービスの向上と窓口業務改革の両面から注目が高まっており、令和元年9月末日現在で約10団体に採用されています。

当期においては、かんたん窓口システムの機能強化に取り組むほか、証明書コンビニ交付システムの積極的な提案活動を実施しました。

(3) 地方税電子申告のクラウド化への対応

地方共同法人地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するe L T A X（地方税ポータルシステム）の審査システム等の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

また、本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ全国50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和元年9月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる770を超える団体で採用されています。

当期においては、令和元年10月から全国一斉に運用が始まる「地方税共通納税システム」の導入準備を支援したほか、データ連携サービスの機能強化および積極的な提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、これまでの「現金主義会計」（単式簿記）に代えて「発生主義会計」（複式簿記）を採用して、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。

これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」とその関連システムとして「T A S Kクラウド固定資産管理システム」「T A S Kクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、鹿児島県町村会・熊本県町村会・長崎県市町村行政振興協議会・京都府自治体情報化推進協議会に参加する全51団体（7市26町4村、14一部事務組合等）のうち、先行して令和元年10月から財務会計システムを切り替える13団体について移行準備を支援（今後2年間をかけて順次切り替え予定）するほか、地方公会計情報の〈見える化〉と〈活用〉を支援する各種機能の開発・強化に取り組みました。また、積極的な提案活動を展開した結果、公会計システムは令和元年9月末日現在で約250団体に採用されています。

(5) 行政サービスデジタル化への対応

令和元年5月、すべての行政手続きを原則としてオンライン化する「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（デジタル手続法）が成立しました。

当社では、かねてより新製品・サービスの企画と開発を一段と加速させるとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めてきました。当期においては、システム企画本部を中心に営業・開発・運用の各部門が連携し〈行政サービスデジタル化〉に関する情報収集・発信へ取り

組むとともに、「T A S Kクラウドマイナンバーカード交付事務支援システム」をはじめ〈住民サービスの向上〉と〈業務の効率化・標準化〉を支援する行政サービスデジタル化支援ソリューションの調査・研究、開発を進めてきました。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（D P S）事業およびビジネスフォームの印刷を基軸に事業展開しています。

D P S分野では民間企業の販促用ダイレクトメールが小ロット化の傾向にある中、オフセット印刷とデジタル可変出力双方の技術提案により受注拡大を図りました。また、官公庁・地方自治体に対しては、そのサービスを受ける方々への個人情報保護と正確性を担保し、より短い納期によるサービス強化を目的に、入札前段階からの機械設備に合わせた仕様提案を行いました。

ビジネスフォーム印刷分野では、生産性の向上と高付加価値商品の企画販促に努めました。

連結貸借対照表 (令和元年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,073	流 動 負 債	16,278
現金及び預金	29,810	買掛金	3,602
受取手形及び売掛金	8,755	電子記録債務	916
リース投資資産	443	1年内返済予定の長期借入金	142
商品及び製品	308	リース債務	541
仕掛品	634	未払金	2,661
原材料及び貯蔵品	147	未払法人税等	2,450
その他	1,015	未払消費税等	721
貸倒引当金	△41	賞与引当金	3,600
固 定 資 産	55,915	その他	1,640
有 形 固 定 資 産	17,963	固 定 負 債	7,590
建物及び構築物	8,404	長期借入金	438
機械装置及び運搬具	503	リース債務	1,333
工具、器具及び備品	1,793	退職給付に係る負債	4,764
土地	6,892	株式給付引当金	562
リース資産	369	その他	492
無 形 固 定 資 産	3,290	負 債 合 計	23,868
ソフトウェア	2,456	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	807	株 主 資 本	73,404
その他	26	資本金	5,700
投 資 そ の 他 の 資 産	34,661	資本剰余金	5,711
投資有価証券	15,427	利益剰余金	63,623
関係会社株式	100	自己株式	△1,630
長期貸付金	38	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△1,787
繰延税金資産	7,015	その他有価証券評価差額金	△83
長期預金	9,500	退職給付に係る調整累計額	△1,704
差入保証金	1,339	非 支 配 株 主 持 分	1,504
長期リース投資資産	1,033	純 資 産 合 計	73,121
その他	206	負 債 及 び 純 資 産 合 計	96,989
資 産 合 計	96,989		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		66,120
売上原価		22,822
売上総利益		43,298
販売費及び一般管理費		33,951
営業利益		9,347
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	135	
受取地代家賃	52	
助成金収入	13	
持分法による投資利益	27	
その他の	64	325
営業外費用		
支払利息	2	
その他の	0	3
経常利益		9,669
特別利益		
固定資産売却益	1	
負のれん発生益	88	
新株予約権戻入益	274	
その他の	8	373
特別損失		
固定資産売却損	10	
固定資産除却損	7	
段階取得に係る差損	20	
その他の	0	38
税金等調整前当期純利益		10,004
法人税、住民税及び事業税	3,776	
法人税等調整額	△556	3,220
当期純利益		6,784
非支配株主に帰属する当期純利益		63
親会社株主に帰属する当期純利益		6,721

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	5,409	59,806	△971	69,944
当期変動額					
剰余金の配当			△2,904		△2,904
親会社株主に帰属する当期 純利益			6,721		6,721
自己株式の取得				△1,387	△1,387
自己株式の処分		228		535	763
株式交換による増加		74		193	267
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	－	302	3,816	△658	3,460
当期末残高	5,700	5,711	63,623	△1,630	73,404

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	917	－	917	235	1,453	72,550
当期変動額						
剰余金の配当						△2,904
親会社株主に帰属する当期 純利益						6,721
自己株式の取得						△1,387
自己株式の処分						763
株式交換による増加						267
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	△1,001	△1,704	△2,705	△235	50	△2,890
当期変動額合計	△1,001	△1,704	△2,705	△235	50	570
当期末残高	△83	△1,704	△1,787	－	1,504	73,121

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 5社
- (2) 連結子会社の名称
株式会社TLP
株式会社スカイコム
TKC保安サービス株式会社
TKCカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社TKC出版
上記のうち、株式会社TKC出版については当連結会計年度において株式交換により完全子会社としたため、連結の範囲に含めております。
- (3) 非連結子会社の数 1社
- (4) 非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(連結の範囲から除いた理由)
TKC金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 1社
- (2) 持分法適用関連会社の名称
アイ・モバイル株式会社
アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。
- (3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社
- (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称
TKC金融保証株式会社
(持分法の適用の範囲から除いた理由)
TKC金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
また、前連結会計年度において持分法適用会社であった株式会社TKC出版は、連結子会社となったため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
 - a. 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの
移動平均法による原価法

- ②たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 商品・原材料
先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 2) 製品
主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 3) 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
 - 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) ソフトウェア
 - a. 市場販売目的のソフトウェア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - b. 自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間を5年とする定額法
 - 2) その他
定額法
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ③株式給付引当金
取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬BIP信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト…………… 工事完成基準

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

II 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

III 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

20,951百万円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	—	—	267,310
合計	267,310	—	—	267,310
自己株式				
普通株式(注)	3,525	3,466	2,515	4,475
合計	3,525	3,466	2,515	4,475

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数3,466百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得1,555百株、単元未満株式の買取り6百株、役員報酬B I P信託による取得1,905百株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数2,515百株の減少は、ストックオプションの行使22百株、株式交換571百株、持分法適用会社が保有する親会社株式の処分17百株、役員報酬B I P信託への拠出1,905百株であります。

3. 自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式1,905百株を含めております。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年12月21日 定時株主総会	普通株式	1,450	55	平成30年9月30日	平成30年12月25日
令和元年5月8日 取締役会	普通株式	1,453	55	平成31年3月31日	令和元年6月10日

(注) 令和元年5月8日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
令和元年12月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,456	利益剰余金	55	令和元年9月30日	令和元年12月23日

(注) 令和元年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬B I P 信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和元年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	29,810	29,810	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	8,755 △41		
	8,713	8,713	－
(3) 投資有価証券 その他有価証券	15,324	15,324	－
(4) 長期預金	9,500	9,470	△29
資産計	63,348	63,319	△29
(1) 買掛金	3,602	3,602	－
(2) 未払金	2,661	2,661	－
負債計	6,263	6,263	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額102百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2,724円78銭

2. 1株当たり当期純利益

255円52銭

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会社概要

1. 商 号 株式会社TKC
2. 英 文 社 名 TKC Corporation
3. 本 店 所 在 地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設 立 年 月 日 昭和41年10月22日
5. 資 本 金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従 業 員 数 連結：2,701名／個別：2,288名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主 要 な 事 業 所

栃木本社（本店）		栃木県宇都宮市
東京本社		東京都新宿区
システム開発研究所		栃木県宇都宮市
インターネット・サービスセンター		栃木県宇都宮市近郊
統合情報センター（9拠点）	北海道 東北 栃木 東京 中部 関西 中四国 九州 沖縄	北海道札幌市 宮城県仙台市 栃木県宇都宮市 東京都練馬区 愛知県春日井市 大阪府茨木市 岡山県岡山市 福岡県古賀市 沖縄県那覇市
統括センター（7拠点）	北日本 関東信越 首都圏 東海北陸 近畿 中四国 九州	宮城県仙台市 埼玉県さいたま市 東京都新宿区 愛知県名古屋市 大阪府大阪市 岡山県岡山市 福岡県福岡市
SCGサービスセンター（56拠点）		
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）		
サプライ事業部支社（2拠点）		

10. 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 T L P	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務
株式会社 T K C 出版	83百万円	100%	税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作

(注) 1. 株式会社 T L P は、平成30年10月1日に東京ラインプリンタ印刷株式会社より社名を変更しました。

2. 株式会社 T K C 出版は、令和元年9月24日に株式交換により100%子会社となりました。

役員等の状況 (令和元年12月20日現在)

名譽会長	飯	塚	眞	玄
役員				
取締役会長	すみ角		かず一	ゆき幸
代表取締役 社長執行役員	飯	塚	眞	のり規
代表取締役 副社長執行役員	いわ岩	た田		ひとし仁
取締役 常務執行役員	い伊	とう藤		まこと誠
取締役 常務執行役員	ゆ湯	ざわ澤	まさ正	お夫
取締役 常務執行役員	い五十	がらし嵐	やす康	お生
取締役 常務執行役員	ひ飛	たか鷹		さとし聡
取締役 執行役員	かり刈	や屋	たけ武	ひろ宏
社外取締役	た田	ぐち口		みさお操
社外取締役	おし押	だ田	よし吉	まさ眞
社外取締役	い飯	じま島	じゅん純	こ子
常勤監査役	みや宮	した下	つね恒	お夫
常勤監査役	なか中	にし西	きよ清	つぐ嗣
社外監査役	とも朝	なが長	ひで英	き樹
社外監査役	たか高	しま島	よし良	き樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-7111（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6．郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
10. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
11. 株主様のご住所・お名前に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。